

平成15年第9回教育委員会記録

平成15年5月28日(水)

杉並区教育委員会

目次

会議録署名委員の指名	3
議案審査	
議案第43号 杉並区立図書館協議会補欠委員の委嘱について	3
議案第44号 杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	16
議案第45号 平成15年度杉並区一般会計補正予算（第1号）	17
報告事項	
(1) 「児童・生徒の学習活動を支援する図書館のあり方について」 （杉並区立図書館協議会 平成14年度答申）	3
(2) 旧方南幼稚園跡地における地域図書館の整備方針について	5
(3) これからの図書館運営のあり方「図書館運営のあり方検討委員会」 報告書	5

委員長 ただいまから第9回の教育委員会定例会を開催いたします。與川教育長は、公務のため今日のご欠席ということですので。

本日の議事録の署名委員は、大藏委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、議案が3件、報告事項が3件となっております。このうち、議案第44号と第45号につきましては、第2回区議会定例会の提案予定案件で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条により、区長からの意見聴取案件となっております。したがって、同法律第13条により、審議を非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、議案第44号と第45号の審議につきましては、非公開とさせていただきます。

はじめに日程第1、議案第43号「杉並区立図書館協議会補欠委員の委嘱について」を上程し審議いたします。中央図書館次長から説明をお願いいたします。

中央図書館次長 私から議案第43号「杉並区図書館協議会補欠委員の委嘱」について説明いたします。前回の教育委員会のときに、欠員が1名あるという説明をしたところですが、社会教育委員会からの代表の方が、4月24日付で任期満了のため、新たに委嘱する必要があるものです。新たに委嘱する方は、香月浩之さんという社会教育委員会議の議長を現在なさっている方です。

委員の任期については、図書館条例第3条の規定により「欠員が生じた場合には、前任者の残任期間」ということになっておりますので、平成16年9月30日までの任期ということですので。

委員長 ただいまのご説明に対してご質問・ご意見がございますか。

特によろしいでしょうか。では、議案第43号は原案どおり可決させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議ございませんので、議案第43号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございました。

次に日程第2、報告事項の聴取に入らせていただきます。

はじめは、「児童・生徒の学習活動を支援する図書館のあり方について」。2番目が、旧方南幼稚園跡地における地域図書館の整備方針について。3番目が、これからの図書館運営のあり方「図書館運営のあり方検討委員会」報告書について、以上3件です。中央図書館次長のほうから説明をお願いいたします。

中央図書館次長 私のほうから3件ご報告申し上げます。1点目が、「児童・生徒の学習活動を支援する図書館のあり方について」です。昨年4月20日付で中央図書館長から図書館協議会に諮問

をしまして、今年の3月に答申をいただいたものでございます。

まず「背景」ですが、平成14年4月から週休2日制の実施、また「総合的な学習の時間」「調べ学習」などへの支援が、今まで以上に図書館に求められているというような背景から、このような諮問をいたしました。

次に「学校図書館の現状」ですが、現状認識としては、①専任のスタッフが配置されていない。②児童・生徒の図書室の利用可能な時間が限定されている。③蔵書数が少なく、本も古くなっているが、予算の関係で新刊本の購入が少ない。④蔵書の管理がコンピュータ化されていない。以上のような現状認識をいたしました。

次に「学校への支援・連携状況」です。図書館では、団体貸出しとか、ブックトーク、図書館バッグの配布、図書館の利用案内、体験学習や図書館見学の受入れ、図書館にヤングアダルトコーナーの設置などを支援・連携しているところでございます。

5番の提言ですが、1点目が、学校と図書館との連携を強化するためには、情報交換が大切であるとの認識のもとに、過去3、4年前までは学校の教育研究会図書館部会と図書館で定例的な話し合いを行っていました。その定例的な話し合いを復活するとともに、地域図書館ごとに、学校の図書担当教員との連絡会を設置するという提言です。

2点目が、団体貸出しのPRを積極的に行って利用の促進を図る。

3点目が、図書館職員が小・中学校へ出向いて教員に対して利用案内をする。

4点目が、教員に対して図書館を有効に利用していただくためのアドバイスを行う。

5点目が、図書館見学会や体験学習など図書館を知ってもらう機会を拡大するとともに、これに積極的に取り組む。

6点目、これは中央図書館だけの問題なのですが、土曜・日曜の午前中の児童カウンターへの職員の配置。さらには配置することによって、中央図書館内にある「調べ学習室」を開放するというようなものでございます。

最後に「学校図書館に関する要望・意見」として出されたものが4点ございます。1点目が、学校図書館法の改正により、平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭を置くことになっておりますが、可能な限りすべての学校に専任の司書教諭を配置すること。

2点目が、すべての学校に、図書館業務に専念できる非常勤職員やボランティアなどの専任スタッフを配置して、蔵書の整備や図書館の常時開放を進めること。

3点目が、蔵書数が学校によって差があるということで、この解消を図る必要があるだろうということ。

4点目が、学校図書館の蔵書のデータベース化を図り、学校間での蔵書の貸し借りなどを可能

にすること。また、学校図書館にパソコンを設置し、児童・生徒がインターネットを活用して公立図書館の資料検索を可能にするという内容のものであります。

次に2番目、「旧方南幼稚園跡地における地域図書館の整備方針について」です。建設する施設の規模等ですが、場所は杉並区方南1丁目51番2号にあります、旧方南幼稚園の跡地です。敷地面積は1,877.62㎡。図書館と保育園の合築でして、図書館部分が約600㎡、保育園部分が280㎡で、合計で約880㎡となっております。また構造は、鉄筋コンクリート造りの地上1階建てです。

次に、地域図書館の整備方針についてです。名称は（仮称）杉並区立方南図書館。これは、現在あります永福図書館や高円寺図書館と同様、地域図書館に位置づけるものです。

図書館の規模ですが、蔵書数、これは最終的な所蔵可能数が約7万冊。一般の図書等が約半分の3万5千冊、児童図書が残りの約半分の3万5千冊で、これは児童図書が50%という比率になっております。保育園と併設ということもありますし、小学校や児童館が近くにあるというような地域の特性を考慮して、児童図書を中心とした蔵書構成とするものでございます。ちなみに、区内の図書館の児童書の平均は、現在、大体24%ぐらいとなっております。

次に運営方法ですが、図書館の運営全般についてNPOとの協働運営を進める。なおNPOの選定方法についてはプロポーザル方式による公募とし、詳細については今後検討するということになっております。開設時期は平成17年10月を予定しております。

今後のスケジュールですが、来月に第1回の住民説明会を予定しております。また、9月から11月にかけては現園舎の取り壊し、12月から来年3月までは遺跡の発掘調査、さらに、来年7月から約1年間かけて、平成17年6月まで工事をいたします。保育園の開園は平成17年9月を予定しております。図書館については、準備がございましたので10月に開館予定となっております。

次に3点目の、これからの図書館運営のあり方「図書館運営のあり方検討会」報告書です。図書館を取り巻く状況が大きく変化している状況の中で、昨年6月から「図書館運営のあり方検討会」を内部に設置して、「スマートすぎなみ計画」に掲げられた、効率的で多様な図書館サービスのあり方を検討してまいりました。これまでの図書館が果たしてきた役割を踏まえ、これからの区立図書館の役割を明確にして、新たな機能と今後の運営体制の方向性についてまとめたものであります。

今後展開する施策の主なものですが、「情報提供基盤の整備」として、図書館では「レファレンス」というのですが、調査相談機能の充実。これは、情報が氾濫する中、的確な情報を提供して区民に信頼される図書館とするために、職員の能力開発も含めて、全図書館の調査相談機能を強化するものです。

2点目が、図書館の情報化の推進です。一昨年の11月から図書館のホームページを開設して、

書誌情報の検索やリクエストなどを行っているところですが、今年度については、インターネットによる調査相談を予定しております。さらには杉並資料のデジタル化や電子図書を導入することの検討に入るといことです。

3点目は、図書館の建設です。現在未整備の3地域に図書館を建設する予定です。方南和泉地域については、平成17年10月開設に向けて現在進めているところでございます。西荻地域については、平成17年度設計の予定になっております。

次に「開館日・開館時間の拡大」ですが、区立図書館のいずれかを毎日開館すること、年末開館日の拡大、また開館時間の延長に取り組むものでございます。

次に「児童サービスの充実及び小・中学校への支援」です。現在、団体貸出し、体験学習、ブックトーク、ブックスタートなどを実施しているところですが、今後、現在策定しております「杉並区子ども読書活動推進計画」を受けまして、児童・生徒の読書活動推進に向けて、さまざまな取り組みを積極的に進めていくものです。また、小・中学校への支援については、今後更に学校への支援を進めていくという内容になっております。

次に「視聴覚資料の見直し」です。現在、CDについては新規購入を見合わせているところです。また、ビデオテープについては、著作権付きのものが少なく館外貸出しを行っていない状況です。16ミリフィルムについては、貸出数が年々減少するなど、視聴覚資料に対するニーズは時代とともに大きく変化しているという状況です。今後、視聴覚資料の媒体の時代による変化や活発な民間のレンタル産業との競合など、図書館と民間との役割分担も考えていく必要があるだろうということで、現在の視聴覚資料のあり方そのものを全面的に見直し、今後の視聴覚資料の収集方針の再構築を図っていこうというものです。

最後に、図書館運営の新たな方向でございしますが、NPOとの協働による図書館の運営を進めるものです。現在、障害者サービス、ブックスタート、IT講習など、一部でボランティアとともに事業を推進しているところですが、今後は、一部の業務だけでなく図書館の運営全般についてNPOとの協働を積極的に進めていくものです。

図書館運営の新たな方向の2点目は、民間活力の導入でございします。現在23区中7区で、すでに委託実施されているのですが、これら他区で実施している委託化の運営実態を精査しまして、杉並区でも杉並区の委託の範囲、内容を明確にして、早期に民間活力の導入を進めていくものです。

今後の進め方ですが、教育委員会や図書館協議会の意見を聞いた上で、中央図書館としては、この報告書に基づいて早期に具体的な実施案を作成したいと考えております。

先ほどの開館日・開館時間の拡大に関係してですが、平成16年度には、中央図書館は通年開館、

地域図書館は、現在月曜日の休館日を、月曜日と金曜日の2つのグループに分ける。また、委託を進める中で、地域館全館について通年開館を進める計画で、平成15年度についてはその準備を進めるということになっております。年末については現在12月27日まで開館しているのですが、12月28日から30日までの開館について、早期実現に向けて準備を進めるというところでございます。以上です。

委員長 報告第1、「児童・生徒の学習活動を支援する図書館のあり方について」ご質問、ご意見はございますか。

大蔵委員 中央図書館長あてに答申が出たわけですが、それを受け取ったときに、内容についての説明を受けましたか。それとも、「はい」ということで書類を受け取っただけですか。

中央図書館次長 図書館協議会の中で何度も論議をし、その上でまとめたものですので、内容的には、図書館としても十分理解した上でいただいております。

大蔵委員 それでは伺いますが、現状認識として4項目挙がっています。しかし、提言の中に入っているのは、具体的には蔵書の管理化、コンピュータ化されるという部分だけで、蔵書数が少ない、本も古くなっている、そんな関係で新刊本の購入が少ないということについての提言はないのです。それはどうしてですか。

中央図書館次長 この答申は中央図書館長が諮問するもので、中央図書館長に対して答申するという内容になってございます。いま委員がおっしゃられたような内容につきましては、直接的に提言の中に盛り込むのは、なかなか難しいだろうと思われまます。教育委員会に要望するものとしては、6番目の要望・意見の中に盛り込んでおり、直接的に提言の中には、図書館を中心にできることというようなもので、まとめてございます。

大蔵委員 そうだとすると、この提言に書いてあることがどうして現状認識の中には出てこないのか、そのズレが私にはよくわからないのです。

中央図書館次長 現状認識の中で出ている内容については、主に学校図書館に関する要望・意見の中に取り込まれているものと捉えております。

大蔵委員 わかりました。もう1つ伺います。これも答申をお出しになったほうの話ですので、本来は受け取ったほうに聞いてもよくわからないのかもしれませんが。いまのお話だと、協議会の中でずっと参加していたということですから伺います。例えば、12学級以上の学校に、どうのこうのとかありましたが、大体、各学校には司書というのが現在どれぐらい配置されているのですか。

指導室長 現在は司書教諭としての配置はございませんが、教諭の中に司書資格を持った者がいるというところで対応しております。

大蔵委員 各学校に1人ずつ必ずいるのですか。

指導室長 おおむね配置されております。

大蔵委員 要望の中の、平成 15 年度から 12 学級以上の学校に司書教諭を置くということは、教諭が司書の資格を持っているのではなくて、司書教諭というものを 1 枠増やしておきなさい、置いてもらいたいということですか。

指導室長 はい、そういうことです。

大蔵委員 すると、増員になるという考え方ですか。

指導室長 そうです。

大蔵委員 それは、どれぐらいの難しさですか。可能なのですか。

指導室長 現在は東京都の教員定数の関係で、定数を超えて配置という形には、まだ現段階ではなっておりません。

大蔵委員 定数を超えてやるとすると、杉並区が負担してやるということですね。

指導室長 区の負担というより、都がそこまで踏み切って出していただけるのであれば、都費のほうで配置をしていただくことになると思うのですが、その点については、まだ都のほうとも十分に話はできていません。

事務局次長 司書教諭ということになると、教員の配置ですから区では独自にできません。ただ、司書を別の枠で配置することは、論理的には不可能ではないのです。

大蔵委員 区の予算で、司書教諭ではないけれども、司書を 1 人増やすということですか。

事務局次長 それは論理的には不可能ではないのです。ただ、予算的な問題では大変かかるのです。いま区で進めているのは、コミュニティーカレッジでボランティアでやっていただける方を養成するということで、できるだけ学校の中で働いてもらうということで、こういった要望に沿うようなことは努力しております。

大蔵委員 仮に東京都に、12 学級以上の学校に司書教諭を要求するときの根拠として、司書教諭として置かれた人をフルタイムにするだけの仕事量があるという考え方ですか。ほかの先生は教科を持っていますから、英語の先生でも数学の先生でも国語の先生でも、みんな教えるわけです。ほかの小学校の場合も、ほとんど全教科を担当して教えるわけです。しかし、司書教諭というのは教えるコマ数は持っていないわけです。その人がほかの先生と同じように、フルタイムで 5 日間勤務をして働くような仕事量があるのかということ。それがなければ、1 人置くなんて要求はとてできないと言われたらそれっきりです。

指導室長 現状では専任の司書教諭を配置しても、委員のおっしゃるフルタイムの仕事量はございません。ただ、12 学級以上の学校に置くという背景には、学校図書館のあり方として、活性化させるという辺りがかなり含まれています。業務そのものを見直す中で司書を配置していく。そう

いう考え方に立ちますと、フルタイムの仕事量に相当するものは今後考えられると思います。

宮坂委員 これは報告ですから、ここまで考えなくてもいいと思うのですが。図書館のあり方についてこういう答申が出ました、それについて、こういう答申は出たということが分かりましたという報告として受け止めたらいいいのか。この答申に対して、いや、そこまで必要ない、あるいは、積極的にこのとおりに進めなさいという意見まで我々に対して要求しているのか。その辺はどうなのでしょう、これは予算のかかることでし人件費の問題にしても、そのとおりに行えばどんどん増加する。蔵書も全部に格差がないように揃えたほうがいいとは思いますが、それは予算との絡みもありますし、いろいろな問題がありますから「結構です、このとおりに進めてください。」と言っていいものかどうか。その辺もよくわからないのですが、どのように解釈すればよろしいのですか。

中央図書館長 今年度、私の諮問に対してこのようなご報告をいただきました。それぞれの学校関係の委員も校長先生も参加していただき、子どもの読書活動の法律も出来た。そういった背景から私どもは早速これを受けまして、図書館に関しての提言については、図書館の中で具体的に進めております。

6番目の学校図書館に対する要望・意見ですが、宮坂委員の言われるとおりに、予算の状況もございます。図書館協議会としまして、学校図書館の整備・充実を図るというなかで要望として、蔵書のデータベース化を図るなど、可能な限り学校図書館の充実をしてもらいたいという意味も込められております。すべて出来るものではございませんが、こういった方向を踏まえて、将来的にも学校図書館を充実していくことを強く望むというご意見をいただいておりますので、私どももそのような観点から、教育委員会に説明しますということでお受けしております。

宮坂委員 教育委員会としては、承りましたということで、とりあえずよろしいですね。全部やってくればいちばんいいのですが、いくつかあった場合に予算の関係があるから、それぞれの考え方もあると思うのですが、こっちは後回しにしても、こっちを優先しようとか、その意見までは別に申し上げる必要はないということですか。

事務局次長 この後段のほうは学校への支援・連携、学校に対するものですので、教育委員会の学校の所管になります。内容的には司書教諭につきましては、とりあえずボランティア、非常勤等の育成や養成を図るということのできるだけ対応していく。

それから蔵書数の問題は、実は今年、すでに教育委員会で報告しましたが、インセンティブ経費として区の中で枠をもらったものを各学校に付けるということで、できるだけ努力をしているところです。

下を書いてあるパソコンの設置等については、先ほど来出ている専任の教師の配置との絡みが

あります。なかなか、これを配置しただけでは機能しないと思いますので、それらとの関連で考えていかなければいけない課題だと思っております。

安本委員 司書教諭というのは、教員資格を持った司書の人ですか。

指導室長 司書の資格を持った教諭です。

安本委員 先生でなくてはいけないということですか。図書館司書が図書館にいらっしゃいますが、ああいう方では駄目なのですか。

指導室長 まずは教諭です。司書教諭ということですので、まず教員資格がございまして、更その上に司書の資格を持っていると考えるわけです。

安本委員 いまはおおむね教員で司書の資格を持っていらっしゃる方は学校にいるということだったので、このことに関して、一応はクリアしていると取ればよろしいのですか。専任ではないということですね。

指導室長 専任ではございません。

安本委員 そうすると、ずっと図書館に座っていて、図書館は閉まっていることが多いのですが、それも全部開けて、図書館にずっと座っている図書館の先生と、これに関してはそういうことですか。

指導室長 この答申はそういう意味なのです。

安本委員 6番の①と②というのは、司書教諭がいて、そのほかに、すべての学校に図書館業務に専念できる非常勤職員やボランティアなど、専任スタッフも置きたいということですか。

中央図書館次長 併せて専任できる非常勤職員やボランティアの専任スタッフの配置を望むというところです。ただ6番の①につきましては、図書館協議会としても意見があったのですが、なかなか難しいだろう、状況的に厳しいだろうということがありましたので、併せて非常勤職員やボランティアなどの専任スタッフを配置して、図書館の常時開放を進めるというような意見になっているのです。

安本委員 常時開放というのは、要するに学校のあいている時間や放課後なども鍵をあけている。

指導室長 はい。

中央図書館長 この文言がわかりにくいのです。平成15年度から12学級以上の学校に、学校図書館法の改正で司書教諭を置くことになっているけれども、12学級以上でない学校がありますので、図書館協議会の委員たちの議論の中で、可能な限りそれらの学校に専任の司書教諭を配置するのが望ましいという希望的なご意見です。併せて区立の学校には、図書館がいつも開いている相談できるような、そういうボランティア的な専任スタッフを置いてほしいというのが②です。

安本委員 どちらかというと②のほうが現実的ですね。

中央図書館長 そうです、②のほうは進めていただいております。

大蔵委員 12 学級以上のほうについては法律が変わったのですから、東京都は基本的に対応せざるを得ないわけですね。

指導室長 これまでに 12 学級以上の学校で、司書資格を持った教員が配置されていない学校につきましては研修等と呼びかけてきて、司書資格をできるだけ取るようにと指導してまいりました。ですから、現在 12 学級以上の学校には司書資格を持っている教諭が配置されているという状況です。

大蔵委員 しかし、ここに書いてあることによると、法律上司書教諭を置くことになったわけでしょう。専任ではないのですか。

庶務課長 これはちょっと誤解されやすいのですが、専任ではありません。

大蔵委員 それでは、この書き方はおかしいです。

安本委員 専任を置いてほしいと言っているわけですから。

大蔵委員 いや、学校図書館法改正には何と書いてあるかです。学校図書館法で司書教諭を置くということになっているのだったら、専任だということですし。それは国の法律でしょう。

指導室長 司書教諭を置くことと、専任として司書の職務を行うというのは別なことなのです。この答申では、配置した司書教諭に専任で仕事をさせてくださいという内容になっていると考えられます。

大蔵委員 図書館法に書いてあることは、司書資格を持つ教諭を 12 学級以上の学校については置きなさいと、それだけですか。

中央図書館次長 はい。

宮坂委員 従来もいたわけですよ。

大蔵委員 図書館法の改正では何という言葉になっているのですか。

中央図書館次長 学校図書館法の第 5 条なのですが、「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。2 前項の司書教諭は、教諭をもって充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。3 前項の規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。4 前項に規定するものを除く外、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その必要な事項は、文部科学省令で定める。」となっております。

庶務課長 先ほどからの議論の関係なのですが、12 学級以上ある所については司書教諭を置かなければならないという規定になっておりまして、「置かなければならない」のです。その司書教諭に

ついて、どういう人を置くかというところで、教員の中で司書の資格を持っている人を置くというのですが、新たに独任としてその業務だけをやるために置くということではなくて、通常の業務と併せて司書教諭としても働く。いわゆるプラスアルファの部分で出されているのです。

実際に杉並区の場合、例えば高井戸中などは学級数がたくさんありますので、司書教諭を置かなければいけないということになっています。それをプラスアルファの人数としてもらえるのかということで都教委とも話をしているのですがそれは駄目です。現在の定数の中でやっていきなさいという話です。

大蔵委員 図書館法でいう司書教諭というのは、司書の資格を持っている教諭ということですか。

委員長 施行令や政令など他を見ないと、いまの細かいことはわからないのです。突っ込んで法律の解釈がないと分からない。

大蔵委員 私が学校の先生方と図書館部会でいろいろ話したときには、司書の資格を持つ先生のない学校もあるという話だったのですが、それはもう解消したのですか。

指導室長 12学級以上については。

大蔵委員 12学級以下の所では、司書の資格を持っている先生がいない学校もあるのですか。

指導室長 はい、あります。

大蔵委員 12学級以上では、ないのですか。

指導室長 今年度からはそうになりました。

大蔵委員 杉並区にはまだ存在するのですか。

指導室長 12学級以上についてはありません。

大蔵委員 杉並区にはいま、小・中学校が全部で六十いくつありますが、そのうち司書の資格を持った先生のない学校はどれぐらいあるのですか。

指導室長 どの程度なのか、いま資料を持ち合わせていないので、わかりません。

大蔵委員 そういう学校の数は結構あるのですか。それとも、ほんの少数ですか。

指導室長 手元に資料がございませんので分かりませんので申し上げられません。

安本委員 12学級以上というのは、小・中両方ともですか、中学も。

指導室長 そうです。

安本委員 中学で12学級以上というと、厳しいものがありますね。

事務局次長 後ほどその資料をお渡しいたします。

安本委員 要するに、専任の司書教諭を置いてほしいという要望なので、それはそれでいいと思うのです。だから②のほうをもう少し進められるといい。こちらのほうは現実的ですよ。

大蔵委員 前に学校の先生たちと話したときに、司書資格を持っている先生が異動で転任したため

に、うちの学校には司書資格を持った先生はいないのです。こんなことでいいのですか、ということを知ったことがあるのです。

委員長 この件でまだ資料があったら後ほど出していただくことにいたします。これは協議会から図書館長あてに出された答申であって、これをどういうふうに図書館長たちが進めるかという話が第一段階であるべきなのです。だから、今日のところは、あまり突っ込んだ話をされても、段階として、用意されてないのではないかと思うのです。それをまた教育委員会でどういうふうに考えるかということになるのです。

大蔵委員 しかもこの答申の中には、学校の部分に関して、中央図書館長でもどうしようもない部分があります。

事務局次長 要望としていただいたという形ですね。

委員長 今日の段階では、そういうことです。だから、これをどういうふうに政策にのせていくのか考えられて、予算要求のときなどにご説明などがあるといいのではないかと思います。これをよく勉強してくださいということです。関連することが報告3にありますから、そこでまた議論いたしましょう。いまは答申書ですから、意見は言いません。

では、報告2、旧方南幼稚園跡地における地域図書館の整備方針についてをお願いいたします。

宮坂委員 今回のNPOのプロポーザル方式というのは、どういう形なのですか。

庶務課長 プロポーザル方式ですが、最近区の契約などでわりあい主流になってきている考え方なのです。どういった理念で運営をしていくのかということ、それぞれの団体がいわゆる企画書を作って、どういう理念の下に、どういう経費で、どういう人たちを雇用して、やっていきますよと。そういったものをいろいろな団体から出してもらうということがまず第1段階なのです。

今回の方南幼稚園の跡地の方南図書館の関係では、ある程度の考え方の基本の部分があるわけです。例えば、ここにも書いてありますが、一般図書と児童図書ということで、児童図書を機能として持たせた図書館ということになると、それに合わせたプロポーザルの中でも、そういったことがきちんと理念として、反映されているかどうかということなども評価しながら、どこにやってもらうかということに進めていくというのがプロポーザル方式です。

宮坂委員 概ねわかりました。

委員長 ほかにございますか。この7万冊というのは、一応地域図書館というものを考えた場合に、ほかとの対応でこういうのが大体スタンダードだという意味合いがあるのですか。

中央図書館次長 他の地域図書館と比較した場合ですが、平米数からいきましても、現在地域館の中で、いちばん小さい所は成田図書館で、約850㎡なのです。それから比べても、一回り小さな図書館になると。大体いまの地域図書館でも10万か11万ぐらいは蔵書数はあります。

宮坂委員 児童図書3万5,000、50%というのは普通の図書館ではスタンダードな数字ですか。

中央図書館次長 はい、いま区内の図書館の平均が大体24%ぐらいで、かなり児童書の率が高くなっているというようなことでございます。

委員長 「住民説明会第1回」というのは、第1回があって第2回以降の予定がないのですが、これはどういうスケジュールですか。

中央図書館次長 まずは第1回ということで、1回目だけ書きましたが、その後2回、3回とやる予定でございます。

委員長 そうですか。いろんな所で、いろんな段階でですか。

中央図書館長 方南幼稚園の跡地に図書館と保育園が出来るわけですが、そのために測量とか、地盤調査を行います。その前に、まず地元の方々に「こういう施設を建てたい」という準備説明会をしなければいけませんので、それを「第1回」と書いたのですが、これを6月からは適宜、住民の方々との説明会を何回もやっていきたいと思っています。それから、先ほど次長が整備方針の規模とか、運営方法を申し上げましたが、やはり地域の方々のご意見を十分にお聞きしながら、この方南図書館の整備方針を固めていきたいと考えています。

委員長 よろしゅうございますか。前半の部分、大体予算がらみで出てきている内容ではないかなと思います。後のほうのスケジュールは今後ですけれど。

では、内容については、最後の報告の3番目と関わってきますから、そこでいろいろご意見をいただければと思います。

では、3番目のこれからの図書館運営のあり方「図書館運営のあり方検討会」報告書のほう、ご質問、ご意見をよろしく願いいたします。

大蔵委員 これは図書館運営のあり方検討会ですが、これと図書館協議会のメンバーというのは重複しているわけですか。

中央図書館長 あり方検討会のメンバーはいちばん最後のページにございます。今日ご報告しました検討会の報告は、そこに書いてあるメンバー、庁内のメンバーで検討したものです。この報告については、私どもが内部で検討したということで、図書館協議会にご報告をしております。

委員長 私のほうから2、3点お聞きしますが、1つは図書館の機能を全体的に見て、どういう方針で今後行くのかというのがあると思うのです。どういうことかということ、いまの利用タイプとか、新しく本が出たらそれを買って、みんなにサービスするという感じです。そこに加えて「保存」という言葉ですね。例えば、3ページの真ん中辺りに「保存」と書いてあるけど、保存機能というのが図書館にとって欠かせないわけです。貴重な本とか、貸出禁止というのが1つの事例に当たるわけですが、それをどういう位置づけにして、そのバランスをどうするのか。それ

から地域図書館の場合ですと、それも併せてどういうふうを考えていくのかと、大方針がないと、本というのは買えないと思うのです。その辺りこの報告書の中で、4ページに少しあるのでしょうか、そういう基準めいたものというのは、図書館のほうで今後、持ってないと困ると思うのです。全部買わなければならなくなってしまいますので。

中央図書館次長 この4ページにも書いてありますが、1タイトル1冊は30年を目途に保存するというのは、収集方針でもやっています。保存については、地域館では保存が難しいということで、中央館の保存庫で保存するという方向で現在もやっていますし、将来もそうなると思います。

委員長 いまの地域という言葉で、2つ目の質問になります。先ほどの子どもたちを意識した図書館のあり方という、この答申書にも関係しますが、私の意見とすれば、調べ学習とか、総合的な学習のときに、地域社会をどういうふうにかえるのかというのが大きなテーマなのです。その資料は、学校図書館なんかでも少ししかないのです。そうすると子どもたちはどこへ行って、どうやって調べるのかということを系統的にやっておかなければいけないと思うのです。学校図書館、地域図書館、中央図書館と、どこに行けば資料を得られるか。例えば地域といっても、いろいろな地域があるけれども、狭く限定すれば、東京都というのものもあるし、杉並区という考え方もあるし、あと学校の周辺というか、通学区域の話もあるわけです。その辺り現状を見ていると、まだ類別化されていないのではないかと思います。

中央図書館次長 地域資料というか、これを杉並資料というふうには理解しているのですが、杉並資料、郷土資料については、中央図書館を中心に収集するという方針でやっています。なかなか地域館は、スペース的にも保存が難しいというのがありまして、基本的には中央図書館の2階にある資料室で収集保存しているという方向で現在運営しています。

委員長 今後、学校図書館でそういったもののコピーを取ったりして、写しを閲覧させるような方向を取らないと、その2階は私もしょっちゅう行きますからわかっているのですが、例えば大きな話、1種類しかないものを、何千人という子どもたちがどうやって読むか、学習で使うかということですよ。

中央図書館長 いま委員長が言われるとおり、そこは私どもの問題点であり、課題でありまして、具体的に、これからそういうことをきちっと整理していくわけですが、ここには「区立施設等との連携」ということで5ページに書いてあります。区立学校の図書館、郷土博物館、区役所の区政資料室、区民センター、区内にある大学図書館や私立図書館などとも、どういう協力関係を構築していくかというのが、まさに今の私どもの課題であります。この辺については、連携を強めていきたいと思っています。具体的に、これからそれではどのようにするかということは、関係機関とも詰めていきたいと思っています。

委員長 先ほどありましたような提案書の中に、連絡会みたいなものを作ってというのはありましたから、そのようなところで具体的に意見が出てくると思います。

それからあと1カ所で、今後の図書館運営のあり方ということで、先ほどのものもそうなのですが、NPOとかボランティアというのがかなりふんだんに出てきます。私も大賛成なのですが、その言葉の書き方が、「経費削減だとか、財政どうこうだからNPOやボランティアだ」というのは、意思統一というか、思想というか、その辺が中で少し混乱しているのですね。それと、ボランティアという言葉がどういうものかというのを、真髓を知っておかないと誤解を招いて「金がないからボランティアだ」という。図書館とかコミュニティ活動という場合は、そういうものとはちょっと違うのですね。本当に地域のために尽くしたいとか、自分の余暇時間を子どもたちのためにとか、アメリカや外国で見られる先々考えられるような、新しいタイプのボランティアというものを念頭に置いておかないと、「金がないから」というのは、読んでいてもものすごく気になります。

中央図書館長 おっしゃるとおりで、図書館のいまの運営は直営ですので、人件費が経費の7割を占めています。そういうところを、どうしても説明の中に盛り込んでしまうのですが、決してそれだけではございません。いま委員長がおっしゃったように、図書館の仕事というのは市民の活動の場でもあります。そういった意味でも新たな時代に合った図書館サービスを提供していくためには、あくまでも質の高いサービス、住民の求めるサービスを市民とともにやっていくということがございます。人件費の削減、財政状況がこうだからボランティア、NPOという誤解のないように、区民の方々にもご説明していきたいと思っています。その辺は基本的なことですので、私どもの文章になかなかそういうふうに出ていないかもしれませんが、地元の皆様に説明するときにはそういった意味合いも込めて、このような報告をしているわけでございます。

委員長 ニューヨークにあるのですが、パブリックライブラリーというのがマンハッタンにあります。パブリックライブラリーというのを日本語に訳すと「公立図書館」になるわけですが、公立ではない「みんなのための」というのをパブリックという言葉を使うわけです。図書館の運営は、そういうボランティアとかNPOがやるわけで、公が出ていかないわけです。それは、考え方として大事だと思います。あその場合ですと、きちんと野外にブライアントパークとありますが、公園があつて、中央図書館の周りも屋外のそういう機能を持たすという話もあるのですが、公園と一体的にしてベンチを並べ、そこで本を読めたりします。多少のレストラン機能を入れながら楽しめる、そういう雰囲気づくりというのが今後大事になるのですね。将来イメージをどういうふうに考えるのかということのほうが、夢を語るときには大事ではないかと思います。

10ページの「おわりに」は、よく書いてありますね。高尚に書いてあり読みやすいです。

ほかにございますか。では報告事項はこれで終わりにしていただいて、よろしいでしょうか。それでは報告は終わりました、冒頭述べましたようにここからは、非公開の議案の審議に入ります。傍聴者の方は退出願います。

(傍聴者退室)

委員長 では、委員会を再開いたします。

日程の第3、議案の第44号「杉並区中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長 議案第44号、「杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。まず、この公務災害に関する条例ですが、それまで東京都が1本として、全体の条例ということでもっていたわけですが、昨年の平成14年3月に区としての条例を作ったということです。今回の改正の理由でございまして、政令が改正されたということで、それに合わせて区の条例のほうも改正していくものでございまして。

改正点が3点ほどありまして、A4判の資料をお付けしているかと思いますが、資料に沿ってご説明したいと思います。改正概要ということで、3点ありまして、1点目が「補償基礎額の改正」というものです。この補償基礎額については、政令で示された基準をそのまま使っているということではなく、東京都のものを横引きして杉並区でも適用させるという考え方です。基本的には、公務員等の賃金等が下がってきたというようなことがありまして、それに合わせて、改正するという考え方が基本にありますので、補償基礎額というのが下がっているというのが全体のトーンです。ただ、1つだけこの表の中で20年以上25年未満の所で、新が14,353円ということで、旧より若干上がっているかと思えます。これについては、仮定号級、仮にこの号級であったとしたら、どうかということやっていくわけですが、その標準の号級を変えたということで、ここの部分だけが若干上がったということになっています。

その次の改正ですが、扶養親族にかかる補償基礎額の加算額ということで、これは政令どおりの金額ですが、この中でも改正項目は3点あります。1番目は「配偶者及び配偶者のない学校医の子のうちひとりの加算額」は下がっている。

2番目は「扶養親族に係る補償基礎額の加算額」についてです。2人目までの加算額、それから3人目以降の加算額については、旧より若干上がっています。これは、いわゆる少子化対策に関しての児童手当等の関係、これについては若干上がったということです。

3番目は「介護補償の限度額」ということで、新旧の表がありまして、それぞれ下がった内容で限度額が一覧で示されています。

「施行日」ですが、平成15年7月1日から施行するというようになっています。私からは以上で

す。

委員長 ご質問、ご意見をお願いいたします。

大蔵委員 よくわかりませんが、校医も家族構成によって、手当が違うということですか。校医というのは、本当は能力で、子どもを何人診るとか、そっちのほうであって、自分の子どもがどうなっているか、家族構成とはあまり関係がないと思いますが。

学校運営課長 校医の報酬につきましては、別途杉並区で定めていまして、学校医としての報酬はお支払いしています。しかし、校医の職務で通勤途上、あるいは職務を行っている最中に災害に遭われて、怪我とか、あるいは亡くなったとかという場合には、これは一般的に区の職員ですと、地方公務員共済組合法関係で年金等が出ますけれども、一般の方はそういう制度がありません。学校医も含めまして、そういう外部の方が学校、あるいは校務に携われた場合に、怪我とか、亡くなった場合には、年金を担保するものとして、こういった制度を適用させていくという関係で、国等も同じような、消防団員とかでやっていますので、同様に家族構成も勘案しながら、年金に準じた扱いとしていくという制度です。

大蔵委員 私は別に反対ではありませんが、しかし、学校の校医というのはそれが本務ではなくて、ほかに本務があるわけです。そして、大部分の収入はそちらのほうに依存しているわけです。それをその先にこんなに細かく分けなくてはならないのかと、やや疑問に思っているんですが、それは法律があるのですから、そうなのでしょうけれど。やや、不思議ですね。

事務局次長 補償と報酬の考え方の違いだということです。

委員長 能率給というのもないのですね。

大蔵委員 役所の場合とは違うと思いますが、まあ、いいです。

委員長 では、ほかによろしゅうございますか。では、議案第 44 号については、原案どおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議ございませんので、議案第 44 号につきましては原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。

日程第 5、議案第 45 号「平成 15 年度杉並区一般会計補正予算（第 1 号）」を上程し、審議させていただきます。庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 議案第 45 号「平成 15 年度杉並区一般会計補正予算（第 1 号）」についてご説明します。2 枚めくっていただきますと、「歳入歳出予算」ということで、「教育費、補正前の額、補正額」と出ています。補正額ということで、918 万 8,000 円で補正額になっています。もう 1 枚開けていただきますと、中身が出ていまして、科学館運営管理ということで、小柴名誉館長展示室という

のが補正の中身です。この小柴名誉館長の展示室については、どちらかという、カミオカンデがどうかとかということよりも、むしろ小柴先生の人柄だとか、そういったものに焦点を当てた展示室としていこうかと考えて出しているものです。前回の科学館で行った講演会でも、パネルとかいろいろ作っていますが、そういったもののほかに充実させていきたいということで、これからより詰めていかなければいけません、例えば映像システムなどもこの中で組み入れることができればやっていきたいというようなことを考えています。

もう1つですが、小柴ロードということで、これは補正とは関係ありませんが、いわゆる科学の散策の道といいますか、そういったものをいまで検討しているわけですが、それと合わせるような形で科学館での展示室もつくっていききたいというようなことでの補正です。以上です。

委員長 ご質問、ご意見お願いします。

部屋のスペースはあって、その展示室の中のインテリアになるのですね。

庶務課長 そうですね。

委員長 これが最終ですか。展示される第1次とか、第2次とか、これが最終と考えてよろしいですか。それとも恒久的なのですか。

庶務課長 いま場所を考えているのが、ロビーを入れて2階の所に電力装置があったと思います。東京電力から寄付を受けたものがあったと思いますが、あの辺りに展示室をつくれないうことで考えています。

事務局次長 これからの予定でいきますと、もっと充実していきます。

委員長 科学未来館が九段でしたか、あるでしょう。向こうも大きなものを作っているということもあるし、いま言われているような内容とは異質ではありますけれどね。

事務局次長 先生の専門的な研究はなかなか理解しにくいだろうということもありまして、区民に親しまれるという意味合いでやっていこうと思っています。

大蔵委員 これは、私は異議はありませんが、ちょっと関連して、科学館を前からもっと活性化しようかといういろいろな話がありますので、それについて一言、ついでですから言っておきます。

科学館は名前は変わりましたが、やはり対象の基本は子どもだろうと思います。大人よりも子どもを狙っているのだろうと思います。そうすると外から見たときに、いかにも魅力がないのです。私はいろいろな所を外国で見て、やはり科学館などを見ますが、外から見たときに注意を惹くような努力をいろいろやっているのです。だから、簡単な鉄の平たい、板みたいなものの打ち抜きですけれども、子どもの格好をしている像とか、それに赤や緑が塗ってあったり、それから中の展示の天文でも何でもいいですが、そのようなものを外側にパネルで立てている所が多いのです。そうすると、通りかかったときに、赤や緑の子どもが走っているようなものを

見たりして、「あ、これは子どもの施設だな」とわかります。大したお金がかかるものではないので、建物そのものをいじるのは大変ですから、内装は今度少し変えるという話は聞きましたけれど、外側にもうちょっと見てわかるようなものをやったら、どうかという気がします。結構、あそこは外側のスペースはあるのですから。そこに少し、建てたらどうでしょうか。

安本委員 あそこは楽しそうな場所に見えませんよね。暗いのもあるけど。

大蔵委員 ちょっと引っ込んでいるから。それをやったからといって、そんなに吸引力があるかどうかかわからないけれど、やはりそういう努力を少ししたらどうかと思いました。

事務局次長 もともと作った目的は、学校教育のための施設ですので。

大蔵委員 だから、誘致する努力はしなくても、来てくれるということだったですね。しかし、それは少し変わりましたから、少しやったらどうかと思います。この次の予算のときに考えてください。

委員長 いろいろと審議されているのですが、ああいう科学館とか、済美とか、本当にどうするのかという基本的な議論が必要なんでしょうね。あそこの科学館の場合だと、周辺の部分を含めて全体をサイエンス・パークにして、もうちょっと言われたような感じでというのは、何回か言っているのですが。環境教育だとか、そういうような趨勢とうまく合っていないのですね。抜本的に考える必要があるのではないですかね。

では、議案第 45 号については、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議ございませんので、議案第 45 号につきましては原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました

それでは、今日用意された議題、日程、すべて終了しました。どうもありがとうございました。これで本日の委員会を閉じさせていただきます。